

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 平成27年6月8日(月) 午前10時00分開議

2 場 所 第一会議室

3 出席委員

委員長	市川恵一
副委員長	伊東英一
委員	高木健
委員	山中啓之
委員	箕輪信矢
委員	木村みね子
委員	織原正幸
委員	諸角由美
委員	山口栄作
委員	二階堂剛
委員	田居照康
委員	平林俊彦

4 正副議長

議長	大井知敏
副議長	張替勝雄

5 出席事務局職員

事務局長	染谷稔
議事調査課長	大谷昇
庶務課長	小川弘
庶務課専門監	加藤万里子
庶務課主幹	板花倫子
議事調査課長補佐	原島和夫
議事調査課長補佐	松井幸一
議事調査課長補佐	川野康仁
議事調査課主幹	平川正憲
議事調査課主査	山崎悟
議事調査課主任主事	太田敏弘
議事調査課主任主事	日野裕介

6 会議に付した事件

- (1) 請願・陳情について
- (2) 提出議案について
- (3) 議案付託表について

- (4) 予定表及び日程表について
- (5) 一般質問について
- (6) その他

7 会議の経過及び概要	議長開会宣言	
	議事	
	傍聴議員	平田きよみ議員、 大塚健児議員、DELI議員、 増田薫議員、中田京議員
	傍聴者	なし

市川恵一委員長

(1) 請願・陳情についてを議題といたします。請願4件、陳情1件が提出されておりますが、最初に請願4件について事務局より説明をお願いいたします。

議事調査課長

今定例会に提出となった請願は、請願第1号、ゆきとどいた教育を推進するために30人以下学級をもとめる請願、請願第2号、特別なニーズを持つ子どもたちのために支援員増員をもとめる請願、請願第3号、林間学園の保護者負担を軽減するための補助をもとめる請願、請願第4号、教育施設の整備をもとめる請願の4件で、昨年に引き続き提出されたものでございます。

請願につきましては、請願権の関係から議会に付議することになりますので、付託委員会につきましては、4件全てを教育環境常任委員会に付託することを事務局としては考えております。

なお、大変申しわけございませんが、請願ということから、付託表には付託先を記載させていただいておりますので、御理解願いたいと存じます。

市川恵一委員長

それでは、本請願4件につきまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

特に意見はないということでございますので、請願第1号から第4号までの4件につきましては、教育環境常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

それではさよう決定いたします。

次に、陳情第1号について事務局より説明をお願いいたします。

議事調査課長

陳情につきましては、議会に上程するか否か、また、上程した場合にどの委員会に付託して審査するかを決定いただきます。

陳情第1号、災害時に備え、新市立病院に太陽光発電システム導入を求める陳情につきましては、付託することになりますと、これまでの経過から、市立病院建設検討特別委員会になるものと考えています。

市川恵一委員長

それでは、陳情第1号について、何か委員の皆様から御意見等があればお願いいたします。

織原正幸委員

この陳情なんですけれども、御案内のとおり私たちは議会として新しい病院の建設というものを長年にわたって議論してまいりました。昨年の10月ですね、改選前ではありますけれども臨時会を開いて、平成25年の1回目のプロポーザルのときに参加表明していた会社が全て辞退されて、そして1年後、去年の10月、臨時会を開いて上限価格を設定しないという形での再公募を行って、そして最終的には57億円という金額が大幅に載せられた形での補正予算を可決しました。

そのときに、実は私たち議会として決議文、附帯決議を出しておりまして、その附帯決議の中では何を言っているかということ、一つ目には、遅滞なくスケジュールどおりに開院させることと言っています。二つ目は、医師、看護師の確保のこと、そして三つ目に、大幅な増額予算となったことを鑑み、少しでも圧縮するための新たな財源確保策を講じ、これ以上の財政負担を抑えることという附帯決議をしています。提案は、市民クラブ、松政クラブ、日本共産党、市民力、当時の民主・社民クラブ、そして私ども公明党という党派の方々が発議して附帯決議が可決されています。

要するに何が言いたいかというと、昨年の10月の補正予算である程度、病院の建設というのは一定の結論を私たち議会も出しているし、またもう一つには、議会がさっき言った通りスケジュールどおり開院してほしいということと財政負担を抑えなさいということ、を私たち議会が執行部に対して要請をしている、そういう附帯決議が可決しています。ですので、今回のこの陳情なんですけれども、恐らく太陽光発電を導入すれば、また新たなさまざまな設計もしなきゃならない。また、当然ながら多分、予算をつけ加えたかたちでのものになってくると思うんですね。

そういうことを考えると、この陳情を付託すること自体が私たち議会が自ら決めた附帯決議を自らが否定するような、そういう印象を持っています。ですので、昨年の補正予算、そして附帯決議というものを受けて、今回はこの陳情については付託すべきじゃないんじゃないかというふうに考えています。

市川恵一委員長

ただいま織原正幸委員のほうからは、以前に議会として決定した事項をまたさらに変更するような内容であることから、今回付託は必要ないのではないかというような御意見が出ましたが、他にご意見はありますか。

高木健委員

もちろん我々としても附帯決議に賛同したわけなんですけれども、市民に請願権、陳情権があるもとの今回は提出をされたものであり、今回陳情の内容となっている現在のおよそ3

日分の太陽光の発電機能が最低でも1週間もたせてほしいとか、その他リースで予算が抑えられるかどうかなどといったような要望項目になっておりますけれども、この項目等々が実際これを導入した場合、工事に遅延を生ずるものなのか、あるいはどの程度の予算を組み入れるものなのか、それを委員会、陳情の審査の中で当局から明らかにしていただいた上でこの陳情を採択するかどうかというのを結論づければいいのではないかと。私は陳情として議論の俎上に上げてみてもよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

市川恵一委員長

陳情として付託したほうがいいと。

高木健委員

採択・不採択は議論すればよろしいかと。

織原正幸委員

あと1点、追加ですけれども、実は御存知の方も多いと思いますけれども、新病院の整備の基本計画があって、その中の50ページ、4-3-7というところに設備計画というものがあります。

ここに何て書いているかというと、環境への配慮については、下記の項目について検討しますというふうになっていて、その第1番目に、自然エネルギーを利用した太陽発電パネル及び太陽集熱パネルの配置というのが載っているんです。ですから、基本計画の中で検討しますというふういうたわれているものが私たちが昨年決めた補正予算の間まででも当然ながら検討されて、しかも今回は、プロポーザルという形ではありましたが、これが含まれていないということで、十分に恐らく執行部、病院建設のほうでもこの太陽光パネルについては検討された上での今回の施設なのではないかなというふうに思います。

市川恵一委員長

もう既に基本計画に含まれているんじゃないのかなということですね。

山中啓之委員

付託をするかしないかに関しては、内容の話はもし付託されたらすればいいと思うので、私からは付託するかどうかについての意見を述べます。

正直迷っているんですけれども、我々がした附帯決議が今回の陳情と適合するかとか、どう整合するかをずっと考えているんですけれども、今、織原正幸委員、高木健委員のおっしゃったこともすごくよくわかるので迷っているんですけれども、本来ならばこれは市議会ではなくて、病院当局に検討していただくのがいいのかなというふうに思っております。我々も附帯決議で速やかに開院を求めていますし、1回プロポーザルでやる、やらないというのが決まったところはあると思います。

ただ一方で、じゃあプロポーザルが全てかと言われると、私はそこは迷いが生じていて、プロポーザルでは含まれなかった部分でよりよい意見がこの陳情の中に、含まれているのならば、それを当局にお示しして判断いただくことがよろしいんじゃないかという考えには納得できますので、だったらしたほうがいいんじゃないかなという意味で高木健委員のお話を聞いて、お話を当局にしてから決めたほうがいいんじゃないかなという意見です。

二階堂剛委員

私も附帯決議に賛成した立場でもあるんですけども、読んでみると、今、山中啓之委員が言われたのとはちょっと逆なんですけれども、これは我々が判断するというよりも、もう既に我々の決議の中でどんどん計画が進んでいるわけですね。そういう中では、要望書ということで直接病院のほうに出してもらって、当事者と話し合いを持ってもらうことのほうが筋じゃないかなと。我々はもう既に予算含めてできないということで、これ以上負担をかけないようにという決議を挙げているわけですから、その中でも今織原正幸委員が言ったように、パネルの問題とか検討するということも言っているわけですから。

ちょっと聞くと、なかなか難しいという話もされていたんですけども、こういう署名を集めてやるのであれば、議会はそういう結論を一定出しているわけですから、病院のほうに要望書として私は出すべきものじゃないかなというふうに思いますので、今回はちょっと委員会で審査するものではないというふうに思いますので、付託はしなくてもいいんじゃないかと。

市川恵一委員長

いろいろ皆さんから御意見いただきまして、付託をしたほうがいい、しないほうがいい、両方の意見もございますので、ここは私の判断というよりも、皆様に判断をしていただかなくちゃいけないと思いますので、採決をとらせていただきまして決定していきたいと思っています。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

それでは、採決をさせていただきます。

まず、付託をしなくていいという方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立多数〕

市川恵一委員長

それでは、付託をしないという方向の方が多数ということでございますので、今回の陳情第1号につきましては、付託をしないという方向でさせていただきます。付託はしませ

んが、この文書につきましては皆さんに配付いたしますので、それだけは御了解していただきたいと思います。

二階堂剛委員

今、こうなったんですけれども、要望するとして病院のほうに出すというような意見も出たので、そういうこともできますよということは一言お伝えしたほうがいいんじゃないですかね。

市川恵一委員長

一応委員会でこういう決定がありましたということは、陳情を提出された方にはちゃんとお伝えいたしますので、その中で。

二階堂剛委員

了解しました。

市川恵一委員長

続きまして、議題(2)の提出議案及び(3)議案付託表についての2件は関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

議事調査課長

まず、議題(2)の提出議案につきまして説明いたします。

今期定例会に市長から提出された議案は、専決処分の報告及び承認についてが3件、条例の一部改正が3件、さらには人権擁護委員候補者の推薦が1件の合計7件でございます。

次に、議題の(3)、議案付託表につきましては、お手元に配付させていただきました平成27年松戸市議会6月定例会議案付託表に基づいて説明させていただきます。

まず、総務財務常任委員会につきましては、議案第6号、松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、健康福祉常任委員会につきましては、議案第5号、松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、教育環境常任委員会につきましては、議案第4号、松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてをそれぞれ付託する予定でございます。

なお、建設経済常任委員会につきましては、今回付託する予定の議案はございません。

市川恵一委員長

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

なければさよう決定いたします。

次に（４）予定表及び日程表についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

議事調査課長

まず、予定表についてでございますが、お手元に配付の平成２７年松戸市議会６月定例会会議予定表により御説明いたします。

招集日の６月９日は、まず開会前に教育長及び病院事業管理者から就任の挨拶がございます。開会后、諸般の報告として、市長から報告第１号、平成２６年度松戸市松戸競輪特別会計における弾力情報の適用に関する報告について、報告第２号、平成２６年度松戸市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第３号、平成２６年度水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第４号、平成２６年度松戸市病院事業会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第５号、平成２６年度松戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第６号、平成２６年度松戸市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第７号、平成２６年度松戸市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第８号、委任専決事項の報告について、以上８件の報告がございます。

次に、松戸市土地開発公社ほか３団体の経営状況を説明する書類の提出があった旨の報告がございます。

さらに、監査委員から定期監査の結果について１件、例月現金出納検査の結果について３件、以上４件の報告がございます。

続いて、議長からの報告として、先の３月定例会において可決されましたヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書、都市農業の振興策強化等を求める意見書、ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書及び「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書の４件については、３月３１日付けで国及び関係行政庁に提出した旨の報告及び議会活動の事務報告がございます。

その後、議事に入りまして日程第１、会議録署名議員の指名ですが、今期定例会は議席番号８番、鈴木智明議員と９番、松尾尚議員のお二人にお願いする予定でございます。

次に、日程第２、会期の決定ですが、会期は６月９日から６月２５日までの１７日間の予定となっております。

次に、日程第３、議案第１号から第３号までの３件を一括議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により委員会付託省略、討論、採決となりますが、質疑通告はありませんでした。

次に、日程第４、議案第７号を議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により委員会付託省略、討論、採決となります。本件につきましても質疑通告はありませんでした。

次に、日程第５、議案第４号から第６号までの３件を一括議題とし、提案理由の説明があります。

ここでお手元に配付しておりますが、各会派幹事長から提案いただく市立病院建設検討特別委員会の名称変更について、城所正美幹事長から動議提出、提案理由の説明を行っていただきます。続いて即決の動議を松尾尚議員から提出願ひ、質疑、討論を省略し、採決となる予定でございます。

次に、常任委員会委員の所属変更について、議長から報告がございます。大塚健児議員の清松会脱会に伴いまして、大橋博議員が建設経済常任委員会から総務財務常任委員会へ、また、大塚健児議員が総務財務常任委員会から建設経済常任委員会へそれぞれ変更となっております。

以上で明日の招集日は散会となる予定でございます。

次に、一般質問は6月10日、11日、12日、15日、16日の5日間を予定しております。16日、一般質問最終日の日程ですが、日程第1の一般質問終了後、日程第2として議案第4号から第6号までの3件を一括議題とし、質疑、各常任委員会付託となります。

次に、日程第3、松戸市選挙管理委員及び同補充員の選挙となります。

平成23年6月定例会において選挙を行った選挙管理委員及び同補充員の任期が本年6月30日をもって任期満了となることから、選挙を実施するものでございます。

なお、人選につきましては、先の幹事長会議において協議いただいております。次回、6月11日の幹事長会議で決定いただく予定となっております。

選挙管理委員及び同補充員の選挙については、選挙結果を本人に通知し、当選の承諾を確認する必要があるため、一般質問最終日に実施するものでございます。選挙の方法といたしましては、これも先に幹事長会議で指名推選により行うことを決定いただいております。

次に、日程第4、請願を議題とし、常任委員会へ付託となります。

次に、常任委員会の開催予定ですが、6月18日、総務財務常任委員会、翌19日、健康福祉常任委員会、土曜日、日曜日を挟みまして22日、教育環境常任委員会をそれぞれ午前10時から、いずれも第2委員会室にて開催予定となっております。

なお、6月23日の建設経済常任委員会は付託案件がございませんので、閉会中の所管事務調査を開催する予定となっております。

6月25日の最終日は、まず諸般の報告として、全国市議会議長から表彰の伝達が行われます。今回は議員在職40年以上の特別表彰で小沢暁民議員が、また、在職20年以上の特別表彰で中田京議員及び末松裕人議員が表彰の栄に浴されます。

なお、祝辞については、城所正美議員団副団長が、謝辞は小沢暁民議員に行っていただく予定でございます。

次に、日程第1で議案第4号から議案第6号までの3件を一括議題とし、各常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。

次に、日程第2で請願を議題とし、常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。

次に、日程第3で所管事務調査の許可となる予定でございます。

最後に、意見書、決議案等の提出期限は、6月10日水曜日、午前10時までとなっております。

ございます。議案質疑報告は翌11日木曜日、午前10時までとなっております。

市川恵一委員長

ただいま事務局からの説明でございますが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

ないようでしたら、さよう決定させていただきます。

市川恵一委員長

次に、議題の(5)一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

議事調査課長

今期定例会に一般質問を通告された方は、35人となっております。質問事項137件、質問要旨が233件となっております。人数割ですが、正副議長と議会運営委員会正副委員長と相談をさせていただきまして、5日間をそれぞれ7人でお願いできればと考えております。

市川恵一委員長

ただいまの事務局からの人数の割り振りにつきまして、35人ということで大変多い人数になっておりますので、5日間をフルに使うということで7人ずつということでございますが、これにつきましてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

では、さよう決定させていただきます。

次に、一般質問の内容の取り扱いについて何かあれば、お願いをいたします。

一般質問通告一覧表を見ていただきまして、何か気がついたところとか、ありましたらお願いいたします。委員のほうからはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

事務局のほうから何かございますか。

議事調査課長

1点気づいたところを申し上げさせていただきます。

通告順位14番、山中啓之議員の質問事項3、質問要旨1のエなんですが、通告書の20ページ、ココットの裁判に係るものなんですが、事件への議会の責任を執行部に問う形になっているというところがちょっと気になったということで御報告申し上げます。

市川恵一委員長

山中啓之議員の大きな質問事項3の(1)のエですか、提訴の議案についての行政と議会の結果責任をどうお考えですかということですが、これ、議会の結果責任、これは誰に質問しているかということ……（「市長です。市長に御見解をいただきます」と山中啓之委員の声あり）山中啓之委員、本人いるんですけども、御説明いただけますか。

山中啓之委員

これは市長に認識を聞いております。裁判を起こしたこと自体の結果責任は、議場にいた者全員にあると思います。当初、行政に聞くというのは当然考えておりましたが、提案責任と議決責任両方にあるので、市長はそれに対してどうお考えなのか、いや、全く議会のことは議会でやってくれというんだったら、それもそれで一つの答弁ですし、内容をここで規定したり想定することはふさわしくないと思うのでやめますけれども、市長に御見解を聞こうと思っております。

市川恵一委員長

市長に議会のことを聞くということでよろしいですか。（「広くですね」と山中啓之委員の声あり）これにつきましては、皆さんのほうから何かございますか。（「コメントできないかもしれないな」と平林俊彦委員の声あり）山中啓之委員、市長としてはこれ、答弁できるかどうかというのは何とも言えないかもしれませんので、その辺を含んで質問ということ。

山中啓之委員

その辺はヒアリングで言えるところまで言ってほしいと言っていますので。ここはとりあえず聞くことがいいか悪いかを議論しているわけですね。それに対して何の不整合もないと思っているという認識です、会議規則上は。

市川恵一委員長

山中啓之議員も議会の一員ということですので。

山中啓之委員

そういう意味では、この質問とは別に議会に対しても質問したいんですけども、一般質問、私が勉強不足で恐縮なんですけれども、議長に対する一般質問というのはできない

んですかね。できないですね。

昔、備考のところに答弁者というのが書いてあったとき、私、結構市長とか部長とか書いていたんですけども、いつの間にか形骸化してしまって、備考が何も書かれないまま、インク代だけ無駄遣いしているという状況があるので、誰が答えるかこっちは選べないわけですね。国会でもそんな話が出ましたけれども。なので、逆に言うと、これ、答えをすべきと思う方どなたに答えていただいても結構なんですよ、市長にかかわらず、部長だろうが議長だろうが、委員長だろうが。ということを含めて、オープンクエスチョンにさせていただきます次第です。

ですから本来我々も、この場で話し合う話かわかりませんので、あまり深入りはしませんが、我々自体が議会の責任を考えるべきだと思っております。すみません、蛇足でした。

市川恵一委員長

じゃあ、とりあえず議会の責任というものを答弁させたいということですね。

山中啓之委員

いただきたいですね。

市川恵一委員長

ただ、議会としても、山中啓之委員も一員であるので、市長として答弁できない部分も含めてということもあるということも一応含んでおいていただければと思います。

山中啓之委員

それは全質問に対してですね。はい、そう思っています。

市川恵一委員長

そういうことで、取り消しというのはしないということですね。

山中啓之委員

もちろん、取り消しなんていう話は露とも考えておりませんでした。

箕輪信矢委員

僕、結論的には全然問題ないと思っているんですけども、それ以上に、何で今こういう疑問が出たのかすらよくわかっていないんですけども、答えが抽象的になりそうだからということですか。そこら辺、僕の理解力不足かもしれないんですけども、議会規則とかよくわからないんですけども、何で議論されたのかもちょっとわかっていないので。会事務局から、配をされたということなんですけれども、その心配の内容をもうちょっと具体的に教えていただければ。

議事調査課長

市政に関する一般質問という形によろうかと思います。そこへ議会の責任をとというような問い掛けになっているものですから、ちょっと大丈夫かなというイメージを私が持ったものですから、この場で提案をさせていただいた次第です。

市川恵一委員長

議会の結果責任ですから、誰が答えられるのか、誰に答えを求めているのかというのがわからなかったものですから、その辺をまずお聞きして、市長ということですので、市長として答えられる範囲でよろしいということですので、質問はさせていただくという方向で。

山中啓之委員

こんな一々指摘されたらたまったもんじゃないという思いがありまして、だとしたならば申し上げますけれども、以前私やほかの方も議会の認識を市長に問うたことがあります。例えば、二代表制の一翼として議会との関係をどう考えるかとか。それは片方が言えないから言えませんかという話は絶対こんなところで議論されるべきではないし、されてこなかったんですよ。今回、それが議会という言葉が載っているから、そういうふうに議事調査課長のほうから指摘されたというのは私は大変心外であり、遺憾であります。これは意見ですので、結構です。

市川恵一委員長

山中啓之委員、最初誰に質問しているかわからなかったものですから。

山中啓之委員

どうやったらわかるんでしょう、逆に言うと。みんな市長じゃないんですか、これは。

市川恵一委員長

議長とかそういう方に質問しているのかということもあったものですから、一応確認をさせていただきました。

山中啓之委員

わかりました。

市川恵一委員長

よろしいでしょうか。

山中啓之委員

はい。

市川恵一委員長

では、一般質問につきましては、さよう決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

では、以上で決定をいたします。

市川恵一委員長

それでは次に、議題の(6)その他についてを議題といたします。

事務局から何かございますか。

議事調査課長

4点ほどございます。まず、定例会中に開催が予定される会議について御説明します。

6月9日火曜日、本会議終了後に広報委員会、議会だより222号を取り扱わせていただきます。広報委員会が終了後、議員定数等協議会を開催させていただきます。

6月11日木曜日、本会議終了後、幹事長会議、これにつきましては意見書の関係です。

6月18日木曜日、総務財務常任委員会終了後、午後1時から幹事長会議ということで予定させていただいております。案件につきましては、公共施設再編基本方針、東京オリンピック・パラリンピック基本方針など、執行部のほうからの議会報告がございます。

6月25日木曜日、最終日ですが、午前9時から幹事長会議、終了後直ちに議会運営委員会。定例会中に開催が予定される会議につきましては、以上でございます。

市川恵一委員長

ただいまの御説明について何かございますでしょうか。

山中啓之委員

6月9日の広報委員会終了後の議員定数等協議会は、前回開催を踏まえて仕切り直しというふうになって何も決まっていない状況から始まるのでしょうか。

というのは、明日の議題が正副委員長互選ほかと書いてありますがけれども、例えば傍聴の有無とか、そういうものは話し合われるのか。いや、もう前回から同じコンセプトでやってきているので、市民に呼びかけて傍聴来てくださいと言っちゃっていいものなのか、そこら辺がちょっと、今日の明日ですからわからなかったなので、教えてください。明日の議題に入っていますか。

議事調査課長

この場でそれをどうぞというわけにはお答えできないと思います。まず、正副委員長を決定いただいて、委員の皆様でお話をいただき、そこからだと思います。申しわけござい

ませんが、今この時点では全てオーケーというような御返事は控えさせていただきたいと思います。

山中啓之委員

全てオーケーというか、ノーということですね。明日は傍聴ノーというわけですね。

議事調査課長

今の段階ではちょっと、何ともお答えできないと。正副委員長が決まって、委員の皆様で御協議いただいた上でということになるかと思います。

山中啓之委員

今ノーということですよ。要は、傍聴できるのという問い合わせが来ていますから、たくさん。いつやるのという問い合わせが来ていますから、答えなきゃいけないんです、市民に。ですから、今の段階で何とも言えないという答えをしたら、何と言われちゃうか、要はノーと理解します。わかりました、結構です。

議事調査課長

議題としては、今おっしゃっていただいたように正副委員長の互選というような形で、今後の方針をそこで決めていただく程度かと思います。中身に入った議論まではいかないんじゃないかなと。

山中啓之委員

そうしたら、前期で議員定数等協議会が行われたときに、第1回で傍聴について話し合いがされたので、次回は仕切り直した一発目だから無理だとしても、そのこともこの案件に入れていただきたいんですけれども、互選ほかと書いてあるので。それは明日急にその場で提案してよろしいのか、ここにもう入っているのか、ほかと一括りにされちゃって中が見えないので、これは議会運営委員会で話す内容なのかどうかも含めて、議事調査課長がもし情報をお持ちでしたら教えてください。傍聴について。

平林俊彦委員

前期の問題は前期で終わっちゃっているわけだから、今回新たに議員定数等協議会が組織されて正副委員長を決めるから、その中で何をやるかというのを決めることになるんじゃないの。

山中啓之委員

その確認です。

市川恵一委員長

山中啓之委員、正副委員長を決定した後にいろいろな意見をいただいて、それについて協議していただいて、それで何をやっていくかというふうに決定すれば、皆さんで協議ということでもよろしいんじゃないかと思います。その中で傍聴を認められれば、その時点で入ってもよろしいかと思いますので、その辺はそのようなお伝えの仕方をしていただければと思います。

山中啓之委員

じゃあ、議題は正副委員長互選であって、中のテーマにはまだ入らないということですね。

市川恵一委員長

今まだ決められないでしょう。

高木健委員

今、議員定数等協議会の話として出てきたわけなんですけれども、基本として正副委員長の互選については、委員会などであっても、協議会であっても基本的に傍聴不可という認識でよろしいんでしょうかね。正式に委員長、副委員長が決定した後で許可を出すということになるため、基本的に傍聴不可と、そういう扱いになると解釈してよろしいでしょうか。

議事調査課長

今おっしゃっていただいたとおり、山中啓之委員のほうで了解いただいたかと思うんですが。

高木健委員

いや、議員定数等協議会だけではなくて、全ての常任委員会なども含めて……

議事調査課長

組織ができていないものですからということでお話ししていますので……

高木健委員

互選に絡むものについては、基本的に傍聴不可であると。

市川恵一委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

では、なければさよう決定いたします。

平林俊彦委員

6月18日の幹事長会議、公共施設再編期本方針と東京オリンピック・パラリンピックについて基本方針を幹事長会議に報告するんですか。

議事調査課長

はい。

平林俊彦委員

幹事長だけでいいんですか。

議事調査課長

議会報告という形で、今受け皿がないものですから、そこで。

平林俊彦委員

例えば、今までだと全員協議会でやるとか、そういうものがあったんだけど、そういうことは考えていないと。

議会事務局長

今、課長が話したとおり、ちょっと受け皿が今ない状況なので、とりあえず幹事長会議で説明させていただいて、各会派のほうで必要があるということであれば、会派のほうに再度説明をしていただくような形にしようと思っております。

市川恵一委員長

なければ、そのほか事務局のほうから

議事調査課長

では、資料のほうをお配りして話をさせていただきたいと思います。

〔資料配付〕

議事調査課長

それでは、御説明させていただきます。社民・無所属クラブのDELI議員から、自身の一般質問の際にパネル、縦45センチ、横60センチのものを使用したい旨、また併せてパネルを縮小印刷したもの、今お手元のほうに配らせていただきました資料を議員、執行部及び傍聴者に配付したい旨の申し出がございました。申し合わせでは、原則持ち込み

は控えることとし、持ち込みを希望する場合には議長の議事整理権との兼ね合いで、あらかじめ議会運営委員会の判断をあおぐこととなっておりますので、御協議のほどよろしくお願いいたします。

市川恵一委員長

それでは、DELI議員のほうからこのような資料を一般質問、本会議場で手元に資料と、これをパネル化したものを使いたいという申し出がございました。45センチ掛ける60センチというものだそうでございます。これにつきまして皆様の御意見をいただきたいと思います。

山中啓之委員

許可していいと思います。かねてより私はこういう可視化して訴えることが必要だと思っていましたし、柏市では100インチのスクリーンをやったり、いろいろほかの議会でもやっているということで、目にぱっと見えたほうが、傍聴者の方も興味を持っていただけるとか、いろいろ多面的効果があって理解の促進につながると思います。

一方で、議会事務局長が議事調査課長時代からずっと懸念されております議事録に残らないという点なんですけれども、そこを御本人に通知して、これはここに書いても議事録に残らないんだよということをしっかり言って、議事録に残すベースでお話ししていただくということをやれば解決できるんじゃないかなと思います。

あと、毎回何でもいいから認めていいと私は申し上げているのではなくて、問題が問題だけに、こういうものは分布を知るのが肝だと思いますから、一覧にしたり、色を変えたりして工夫することは我々議員がしなければいけない努力ですし、していいことだと思います。

強いて言うならば、45センチ掛ける60センチのパネルにするということですよ。それ及び、それにまつわる傍聴者に対する資料は、御自身の負担でやっていただく、もちろん政務活動費でもいいですけれども、議会事務局に迷惑は掛けないという制約のもとでやっていただきたいということと、個人的な意見としては、45掛ける60センチではちょっと小さいんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺はDELI議員の見識に任せて、今回は使用していただくということでよろしいんじゃないでしょうか。

市川恵一委員長

山中啓之委員としては使ったほうがいいと。

二階堂剛委員

うちの会派の所属議員でもありますけれども、過去に多少は違いますが、過去は結構議長の承認をいただければ、議場に持ち込んでみんなに見せたりすることは可能だったと。私も3回ほど、近隣とのトラブルのときに外壁が落ちてきた固まりを見せて、工事の安全性の問題とか、保護者負担で算数セットというと皆さんわからないでしょうから、

1年生が使っているもの、算数セットを持ち込んで、こういうものが幾らですよとったり、近々では消防の支援車の話をしたときに写真で皆さんに見せたと思うんですけども、そういうことを含めて、より質問者以外の議員とか傍聴者、執行部もよりよく理解してもらうために持ち込んでやるべきだと思うし。

ただ、内容については、前回ちょっとほかの問題でいろいろ議論がありましたけれども、それはやっぱり精査すべきものもあると思いますので、何でもいいというふうには私も思いませんけれども、今回のこれについては、一生懸命調査した結果を言葉だけではなくて具体的に示して、執行部含めて傍聴者にも理解してほしいという立場でやっていると思いますので、私はぜひお願いしたいと思います。

市川恵一委員長

使うことについてはオーケーしていただきたいということですね。

織原正幸委員

文句をつけるつもりはないんですけども、今回の説明パネルの肝は何かというと、この数値が高いんだという、そういうお話なんだと思うんですよね。であるならば、この数値がいつ何時どういう方法で、またその測定方法が妥当なのかどうかということも含めてここに書いてもらうだとか何だとかしないと、ちゃんと御自身で計られたものなんですよけれども、そのあたりを書いていただかないと、これだけでぽんと出して、本当に測定したのかどうかも私たちわからないわけですよ。だから、そのちゃんとした証拠とか、それが必要なんじゃないでしょうかね。

例えば、ベクレルは測定器の測定データを出してもらうだとか、何かそういうことが必要なんじゃないですかね。仮にも市議会の一般質問ですから、ちゃんとそういうバックデータみたいなものがないと厳しいのかなと思うんですけども。

市川恵一委員長

ある程度の信憑性というものも欲しいということですね。

高木健委員

測定日時など記載したほうがよろしいかというのは、確かにそれはそれでもっともだと思いますので、今後の参考にというレベルにとどめて、こちらの持ち込みは私は別に構わないと思うんです。先ほど山中啓之委員もおっしゃったとおり、一応公の場ということなので、ご覧いただいているように、これこれこのようになっていますと。要するにそれでは議事録に残らないものですから、そういった部分はしっかりと文章に残すということを前提にして、ある程度発言内容、測定日時の問題、あるいは数字の問題なども、どういった方がどういった機械を使って測定したなどといった部分も留意した質問の発言にしていただければ、これと併せて利用するというところでよろしいのではないかなというふうに思います。

先ほどおっしゃられたように、もし次回以降も使うようであれば、日時などもパネルに記載するようにしたほうがよろしいのではないかというふうには確かに感じますが、今回は別にこのままでも構わないかなと私は思うんですが。

織原正幸委員

確認なんですけれども、これは議員全体に配られて、あと、傍聴者にも配る。（「執行部、傍聴者」と議事調査課長の声あり）そうすると、これだけひとり歩きしちゃう可能性があるんです、これだけ。市民が持ち帰って「松戸市こうなのよ」と配ったら、じゃあこの信憑性っていうのは、確かに議会で発言なさるかもしれないけれども、これだけがひとり歩きしちゃって「松戸市って何なの」みたいなことになるから、ちゃんとしたデータ、日付、バックデータ、そういうものが、もしやるとしても必要だと思うし、私が思うには、この公園のどの角で何月何日、こういう放射線量でした。残土の中からこういう数値が発生しました。この栄町第一公園、何月何日、公園のどの角で何ベクレル、何シーベルトありました。この公園ではこうでしたというふうに議会で発言すれば、別にこれはなくてもわかるんじゃないかなと思うんです。

山中啓之委員

ちょっと論点がわからないんですけれども、織原正幸委員は出さないほうがいいと思うのか、こういう条件が満たされたら出せるのか、それをはっきりしていただいて、私はこういうものがあつたほうがいいと思うというのを提案していただければ、それで済むんじゃないですか。

織原正幸委員

まず、これを提出するんだったら、データが必要だと思います。何月何日と測定のちゃんとした証明書というか、そういったものが必要だと思います。それが必要だと思うんですけれども、結論から言うと、私、これ出さなくてもいいと思っています。さっき言ったとおり、何月何日、どの公園のどのところで何シーベルト、そしてどこの測定機関に持ち込んで測定したところ、こういう数値が出ましたということで私たち議員にも傍聴者にも十分イメージできるんじゃないかと思うので、最終的には議長判断になるんでしょうけれども、必要ないのかなというふうに思います。

二階堂剛委員

口頭でも確かにわかるんですけれども、例えばどっちの方向とか、公園のどこというのも口頭で言ってもわからないので、こういうふうにすれば公園の具体的なことわかるので、それを言葉で言うときには、何々公園のどこの方角とかと言わなきゃいけないと思いますけれども、それにしてもこういうパネルがあつたほうがイメージとしてつかみやすいので、本人も含めて出したいというふうに思っていると思うんですね。指摘した内容は、逆に言うと、整っていればいいんですかと聞きたいんですけれども。

平林俊彦委員

今回これだけについて言えば、私は提示をしてほしくないなというふうに思います。例えば、一つ一つ見ていきますと、個人名がわかるものが載っているんですね、地図に。これは全く必要のないことであって、こういったことが載るような資料というのを提示するのはよくない。先ほど織原正幸委員が言ったように、もし提出するとなれば、何月何日、どういう機械ではかったんだよということがわかるような資料、そして個人名が全くわからないようにすることが必要だと思います。今回これだけしか提出されていませんので、そういう意味から言って私は今回は見送っていただきたいと。

二階堂剛委員

今日、議会運営委員会でいろいろな御指摘を受けたので、御本人が発言するのは3日目なので、時間が四、五日あるので、もし了解いただければ今のところをつけ加えて、訂正させていただいて使用するということはだめなんですか。

田居照康委員

大井知敏議長が出席しているんだから、何日かの間に今日出た意見も踏まえて、それが改善されていれば、議長判断でいいんじゃないですか。

市川恵一委員長

今日は議会運営委員会では判断をあおぐというふうになっておりますので。

平林俊彦委員

これだけの問題だからね。これを配られてどうですかと言われたから、これは無理なんじゃないのと。

箕輪信矢委員

平成11年だったと思うんですけれども、当時の町山宏之議員が債務の証券化ということに対しての一般質問をされたときに、その関連資料を議場に全部配付したんですよ。それは議長許可を直前にとって、本当に10分ぐらい前だったと私、記憶しています。議長室に駆け込むような形で議長の決裁をとって、議会事務局に指示がおりて、指示というか、許可したということが事務手続上あって、休憩があけて、その次の休憩までの間に自分の順番が来るだろうというときに、御本人がばあっと来られたという記憶があります。関連資料だったので、本当にそのときはそれに触れもしなかったと思います。そこは私、記憶が曖昧かもしれないけれども、議事録を読み直してみればわかることですから、私は当時の記憶としては、関連資料だということで配られて、それについては一般質問の中で配った資料がどうのこうのって何かの根拠にされたとかという記憶はありませんでした。

何を言いたいのかというと、関連資料というのは、僕の経験の中で配られたということがあるので、関連資料を配るということに関しては、今、平林俊彦委員も言われた個人名

だとか何とかということは留意点として申し送りをして、積極的に取り扱ってもよろしいのではないかと議会運営委員会の一委員としては思いますし、僭越かもしれませんが、私が今お話しした事例に関しては、当時、現議長は議会におられませんでしたので、参考になればということでお話をさせていただきました。

もう一つ、フリップとして提示をするということに関しましては、これはイメージをどうつくるかということも含めて、私は議員の発言の責任なんだろうというふうに思っています。身振り手振りということでもいろいろな印象を与えようとするところもあるかもしれないし、でも、それはもちろん議会規則に明記されていない。当然というか、それとは別の意図なんだろうけれども、もちろん物理的に持ち込もうということであれば、こういうことで議論することは必要かもしれませんが、いいことなんだろうけれども、私はそれも含めて今回、この場で私個人の希望というか意向としては、どうすれば今出されている中で、何を改善すればしていただけるんだろうかという視点で組み立てることができれば、私の議員としての意味がそこにあるというふうに中でしていますので、そういう議論のあり方を希望します。

諸角由美委員

今、箕輪信矢委員が言われたことは、多分公に出たデータではないのかなと思うんです。それを配られる分には、市民が見ても、公に出てあるものを関連資料として配るということであれば、何の問題もないのかなと思うんですけれども、今回の場合は誰が、人によって調査したものが変わる数字ということもあり得るわけですね。そういう意味では、信頼性というところから市民にまで配るというのはどうなのかな、傍聴者まで配るというのはどうなのかなというふうに私も思います。

箕輪信矢委員

わかります。わかりますというのは、これを出さないほうがいいんじゃないかという意見があるということもわかるという意味で。ただ、諸角由美委員も当時、町山宏之元議員が出された資料をご覧になっていないか、そこは想定でしかないと思うんですね、データに基づいたどこの研究所がということはわからないわけですから、その想定に基づいた話を積み立てるということのも不確かなことになってしまうので、私は不必要な話かというふうに思います。今は今で考えたらいいので。しかし、当時の議長がそういう決断を、一定の意思を下したということは事実だということを私は申し上げたので、その中でふさわしくないとせば、ふさわしくないという意思表示をされる、ただそれだけのことだと思います。

ただ、議論は何事もそうですけれども、私はいいと思っていたから、いいと思っていることを積極的に言う必要もないと思うので。ですから、疑問を提出される方は、例えばもうそこで決をとりましょうということで発議され、セコンドとるなりして論点を整理して、議論しやすい環境を疑問がある方にはとっていただければ最高だというふうに思います。

山口栄作委員

最終的には議長の判断だと思いますから、私のほうでとやかく言える話でもないかもしれませんが、今回、議会運営委員会にこのような形で出していただいたというのは、出していただいたDELI議員のほうからすると、何としてもこの資料は使いたいよと。だから事前に諮って、使えるものはぜひ使いたいという思いでやっていただいたものというふうに理解しています。

そういう意味では、私も先ほど織原正幸委員がお話ししたとおりでと思うんですが、やはりこれだけですとなかなか、数字がひとり歩きしてしまう危険性があるので、先ほど織原正幸委員が言われたことを、まだ日にちがあるようですから、ぜひそこら辺も資料につけ加えていただいて、あとは幹事長を通して議長と話をしていただければいいのかなというふうに思います。やっぱり出したいという思いがあるでしょうから、それは酌んであげなくちゃいけないかなと思いますが、今の形ですと、仮に私が決める立場だとしたら、ひとり歩きする危険性はあるかなというふうに思いましたので、それは意見として述べさせていただきたいと思います。

大井知敏議長

今、いろいろな意見を聞かせていただきました。いずれにしても最終的に議長の裁量権ということですが、先ほど冒頭議事調査課長が言われたように、議会運営委員会の承諾を得ることになっていますので、まず論点を整理すると、パネルと資料、これをいいのか悪いのか。であれば、また議会運営委員会を開くというのもあれでしょうから、私の裁量権ということで、ここで皆さんのオーケーをいただければオーケーを出すということにさせていただきたいと思います。

ただ、パネルと卓上に置く資料、そこだけははっきりしておいていただきたい。パネルがいいのか、もしくは卓上の資料だけなのか、それだけははっきりしておいていただきたいのと、最後に私も議会運営委員会の皆様に協議事項として幾つかお願いをしようと思っております。その中の一つの題材として、これから議会運営委員会のほうでこのルールづくりみたいなものがあれば、私も柏市の状況は存じておりますし、それがいいか悪いかも含めて、議会運営委員会の一つの協議事項としていただければと思いますので、今回は皆さんのオーケーをいただければ、私の裁量でやらせていただきます。ただ、先ほど言ったパネル、それだけをちょっと決めておいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

山中啓之委員

まとまってきたようですのであれですが、言葉がひとり歩きとか、いろいろ御意見がありますけれども、誰のためにこれを出すのかと。私、別にDELI議員を擁護したいがために言っているわけではなくて、市民が見やすいかどうか、市議会のレベルが上がるかどうかという、そういう議論の論点を我々持つべきだと思っているんです。今、議会運営委員会からお話があったので、この場でよりよい議会をつくるために最低限の議論を

させていただきたいんですけれども、基本的に世論の流れとしては、国会でもフリップは当たり前ですし、松戸市と類似点が多い船橋市なんかでも、私が5年ぐらい前から傍聴に行ったときは、ある議員が背丈の半分ぐらいあるような大きいパネルもやっていましたし、流山市を見ても、ほかを見てもそうですから、市民がそういうものを求めている、あるいは議会がそういうふうになっているんだなという意味で、議会の資質が向上したというふうに私はとられると思うので、議会のブランド化とまでは言えないですけれども、なるべく公開してオープンにしようとする流れをしていってあげたほうがいいんじゃないかと思います。

あと、ひとり歩きの問題については、確かにそのおそれはあるかもしれませんが、私が知る限りでは、当該議員のブログや発信物を見る限り、遊びでやっているわけじゃないですし、かなり過去1議会、2議会ですか——の中でも結構本気でやられている方だと思いますから、諸角由美委員のおっしゃるように人によって測る数値が変わる、それは当たり前です。見え方によってひとり歩きする、それは可能性としてはゼロにはなりません、永久に。でも、それは言葉でも一緒じゃないでしょうか。

ですから、何月何日に誰が測ったということを議事録に載せる形で言及していただき、私はあまり地図の情報をとやかく個人情報という認識は社会通念上そんなにないと思いますけれども、もしそれを懸念されるのであれば、そこを消していただいた上で、こういった可視化して分布がわかる状況は参考程度ですというふうにお見せしていただく、そこをお伝えすればいいんじゃないでしょうか。あとは市民と当該議員を信頼しているかどうかという我々の問題ですので、そこは信頼し合ってやっていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

私だったら使わないとか、使うとか、好みの問題はあるにせよ、御本人が早く出して、まだ改善まで3日ぐらいあって、これは議会運営委員会にかけてということは、山口栄作委員のおっしゃるとおり本気で使いたいんだなというふうにとりますし、そこに対するコミュニケーションが、今回これが出てきて、このものが満足度がないからだめと言っちゃうのは、あまりにもコミュニケーションが議会として不足していると思いますし、私は当該議員の誠意だと思っていますから、我々も誠心誠意市民に対してやっちゃいけないことを、懸念事項をお伝えした上で許可する方向でいって、今、織原正幸委員ですとか山口栄作委員がおっしゃったような、あるいは諸角由美委員がおっしゃったような懸念事項をカバーしていただくという条件つきでオーケーにしてはいかがでしょうか。

市川恵一委員長

皆さんからいろいろ御意見いただきまして、出したほうがいい、そうじゃないほうがいいという方もいろいろございます。まずこれ、パネルという形がいいのかどうか。それから、資料だけ配付ということならいいという考え方もあるかなと思いますし、二つに分けて……。

二階堂剛委員

本人は議場へ持ち込んで、それと同時に見えない方もいらっしゃるので、手元に配付したいという両方が一つになっているので、分けるというと本人の申し出とまたちょっと違うのではないかなと思うんですが。

伊東英一副委員長

今、大井知敏議長からのお話もあったとおり、そして過去の経緯を事務局に聞いてもあれだと思うんですが、いわゆるパネルは今までは松戸市の議会では認めてこなかった経緯があります。

そうした中で、今回、出された資料が、今御指摘があったように、そもそも資料の問題が提起されてしまったので、まずそこに話がいくのかなと思うんですが、今市川恵一委員長が言ったように資料として問題あるのかどうか。そこが解決されたならば、まず配付することがいいのかどうか。そして、そこをクリアした上で、その後のパネルの問題にしましては大井知敏議長からも出たように、今後の議会運営委員会の一つの課題にしたいというお話もありましたから、そこを踏まえた上で、資料は配付してもいいけれども、パネルはというような議論にもなり得るのかなという感じがしましたので、まず1回資料の部分だけを先に議論させていただいて、そしてパネルの話をされたほうがよろしいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

二階堂剛委員

私の今までの理解だと、議場に議会の人に説明するものを持ち込むときは、議長に許可を得る。今、それが今度は議会運営委員会の協議を経てとなっているので、なかった、あるという話だと、私もパネルかどうかわかりませんが、さっきありましたようにいろいろなものを持ち込んでやってきた経過があるので、そういうことをすること自体は容認されていると思うんです。ただ問題は、さっき御指摘があったように、誰が計ったのか、何が正確なのかとか、それをちゃんと明確にして、そういうものをもう少ししたらどうかという話があったので、じゃあ、そこをちゃんと書けばいいんでしょうかと。大井知敏議長からは、今後のこともあるので、今度はちゃんとルールをつくってほしいと言われて、今回もしの話だと、さっき言った地上から何センチで測ってどうのこうのとか、いついつやったとか、そういうものがちゃんと明記されればいいのかというふうに私は理解しているので、それをもって条件付けて了解、確認をとっていただければいいのかなと思っていました。

伊東英一副委員長

念のために、私はたしかパネルは不許可だったような記憶があるんですけども、私の記憶違いなのか……（「議長の都度許可」と山中啓之委員の声あり）その都度許可、不許可ということはなかったと思うんですけども……（「ルール化はされていない」と山中啓之委員の声あり、「A4版サイズという縛りがあった」と大井知敏議長の声あり）

議会事務局長

はっきり議会内部で申し合わせ的な、文言的なもので規定はされていないんですけれども、過去のこういった議場での配付とかパネル、いろいろ提示するといった場合に、御相談いただいた場合は、今大井知敏議長がおっしゃったとおり、見せるときはA4サイズぐらいのものでお願いしますよというふうにはお願いしております。

あと議場配付、議員に配付するものにつきましては、事実関係に基づいたものであれば、先ほど諸角由美委員がおっしゃっていましたが、そういったものにつきましては議長と相談した上で配付すると。ですから、事前に公になっているとか、そういったことであれば議長に相談していただくようにして、配付というような経過はあります。

ですから、今回のこの資料がどの辺までそういったものに対して明確なのかどうかということが事務局としてはちょっと確認できませんので、御議論願いたいと。今後我々もいろいろ御指摘や御意見もいただきますので、その都度私どもも苦勞して議員に了解を得ていることも多々ありますので、できましたら今後ある程度きちんとした、伊東英一副委員長おっしゃったように、ある程度きちんとしたものをつくっていただくと幸いかなと思います。

市川恵一委員長

それでは、この場で採決をとるのがいいのか悪いのか、ちょっと判断しかねるところなんですけれども、最終的な判断は大井知敏議長がされることである、それを今回の議会運営委員会での議論を大井知敏議長にお聞きいただいて、どう判断されるかというのは最終的な判断だと思うんですけれども。そんな中で、パネルということについては今までも、私は2期しかいませんが、パネルという申し出が出たことはないと思います。資料みたいなものを見せるということはよくあったかなと思います。

山中啓之委員

パネルの定義によるんですけれども、私、自分でバイク駐輪場の話をしたとき、自分で撮ってきた写真を大きく引き延ばして見せたことがあります。つまり、自作の未公開の資料。（「それは資料だと思います」と市川恵一委員長の声あり）枠をつけたらパネルになるだけの話で、パネルという定義がわからないんですけれども。

市川恵一委員長

ですから、一応今までのいろいろな議論を大井知敏議長にお聞きいただきましたので、この場ではパネルというものの自体については皆さん、これまでのパネルということでは皆さんどうなのかということをまず……。

山中啓之委員

提案議員の趣旨は、こういう資料を可視化して見せたいと思うだけなんですよ。パネルの定義云々で、パネルがだめなら、写真でいいなら多分写真で見せると思いますよ。です

から、パネルがいいか、資料がいいかではなくて、この資料や御本人の趣旨を踏まえて、
どういうふうなところを気をつければ出せるかどうか。私もパネルがいい、悪いだけ言わ
れると、決のとりようがないので……。

市川恵一委員長

決はとりませんけれども、パネルというものの自体は今まで議長としての許可をしたこと
はないかなと私もちょっと思っているんですけども、資料につきましては、今まで皆さ
んが御指摘をいただいたことをある程度調整がされたものであれば、それを再度大井知敏
議長に御提案いただいて、最終的な判断をいただくということではいかがでしょうか。

山中啓之委員

要は、大井知敏議長とやっていただくということですね。

市川恵一委員長

最終的には。今日の議論を聞いていただければ、大体大井知敏議長としても総意はこう
なんだなということがわかってきたと思いますので。それとも決をとったほうがよろしい
ですか。

箕輪信矢委員

それでよろしいんですけども、ただ1点僕が気になったのは、配付資料とか提示資料
が確固たる根拠のあるデータ、特に何か限っているような雰囲気もあるんですけども、
僕は例えば執行部、議会側、議員同士の感覚的な違和感とか、不審に思っている部分とか、
不安感とか、そういったものを象形化するということのツールであればいいと思います。
それを具体化するためのものが言葉であることが最善とは思いますが、議場なんで
すから。それが言葉というツールで具体化し、相対化したものを提示するという能力が一
定以上皆さんに、僕も含めてあればいいんでしょうけれども、かつこれを出されるDEL
I議員にそれがないと申し上げているわけではないので、そこは誤解なく聞いていただ
きたいんですが、しかしそういう不安とか違和感とかというものを象形化いたしましょうと、
僕は、本質はこういうことだと思っているんですよ。そのためのやり方として、フリップ
だとかパネルだとか写真だとかというのを議場で提示することについては国会でもこれだ
けやっているし、他市でもこれだけやっているし、ある程度一般化しているんじゃないか
なと思うので、取りまとめ方は市川恵一委員長がおっしゃったことでいいんですけども、
ただ、その解釈の中に確固たるデータ、どここの大学の研究室で出したということだけ
ではないものもある程度広義に認めていただけるような、そしてそういうものをツールと
しても信頼関係の中で使って機能していけるような、まずその取り扱い、そして議長個人
の御判断にもあればいいなということを望みます。

市川恵一委員長

今、箕輪信矢委員からもいろいろ御意見いただきましたけれども、今後、議会運営委員会の中でも資料に関しての信憑性の条件というか、こういう本当に信憑性があるものだよということが証明できるんだというラインみたいなものは、今後、議会運営委員会としてある程度決めていく方向でいくということを条件に、今回につきましてはこれからDELI議員があと3日間にどれだけ正確な資料だというものをつけられるかによって、大井知敏議長が認めるか認めないかというような内容で。

山口栄作委員

同じ話なんですけれども、私は先ほどもお話ししたとおり、何月何日にどういう機械を使って、誰がどこでやったかというのは明確にすべきだというふうに申し上げました。それがあれば、僕は出してよろしいのではないのかなと思っています。これはむしろひとり歩きすることの怖さの中に、規制をするために、ひとり歩きしちゃうからだめなんだよというところのほかに、実は万が一この数値が多分高いということを御説明したいと思っているんですけれども、公園の至近にいた住民の方が仮に家を売却しようと思ったときに、たまたまこれだけがひとり歩きしていて、そんな高いところだったらとんでもない、値段下げるよと言ったときに、じゃあ、誰の責任だとなったときに、かえって出された方が困ってしまうのではないのかという部分も実はあるので、そこを明確にすべきだと。ここを明確にしておけば、いや、私が測った。こういうことだから、それを事実として伝えただけですよということであればいいんですけれども、これがあたかも何もないと、これが固定化された形で数字だけがひとり歩きしてしまったときに、かえって出された方がマイナスのほうで受けとめられてしまうケースもあるので、そういうものも含めてぜひ明確にしておいたほうがよろしいんじゃないのかなというふうに思っています。

何せ議会という、議場の中は公的なところですから、そこら辺は何も規制するために、排除するためにあれをつけろ、これをつけろというんじゃなくて、そういったところもしっかりやることによって、お互いがわかりやすくなるわけですから、そういうことをつけた上で、もう一度よくよく議長とやっていただければ、私はよろしいんじゃないかと思います。

市川恵一委員長

あと、私から一言、国会、国会と先ほど皆さん言っておられましたけれども、国会の中でも本会議ではフリップはないと思います、委員会がありますけれども。その辺は間違えないようにしてもらいたいと思います。

今、指摘された事項、また、ちょっと不安と思われることが多々指摘されましたので、その辺を完璧にできた状態で初めて議長のほうからオーケーが出るぐらいな形で、本人今日来ておりますので……。

高木健委員

大きさの問題はよろしいのでしょうか。

市川恵一委員長

今後それは議会運営委員会の中で話し合う一つの題材としましょう。今回は議長にお任せしましょう。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

市川恵一委員長

さよう決定いたします。

それでは次に、事務局のほうから報告をお願いいたします。

議事調査課長

引き続き報告をさせていただきます。3点目となります。5月から10月一杯は市として節電ビズに取り組んでおりますので、定例会中の会議は上着着用、ノーネクタイで出席なさるようお願いをいたします。

なお、上着につきましては、本日のように議長、委員長の判断によりまして脱ぐことの許可となりますので、こちらのほうも申し添えさせていただきます。

市川恵一委員長

さよう御了解ください。

次に、四つ目の説明をお願いいたします。

議事調査課長

最後になります。撮影許可についてでございます。

市長が行う提案理由の説明場면을撮影したい旨の許可申請が秘書課から提出されておりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

市川恵一委員長

さよう御了承ください。

ほかに事務局のほうから。

庶務課長

1件御報告がございます。執行部の議場研修について御報告申し上げます。

平成25年度から、総務課の若手職員の研修の一環として、一般質問の傍聴を各1名しておりました。昨年、平成26年度におきましては、総務部に広げまして1人ずつ傍聴させていただいたところなのですが、平成27年度からは人事課の研修の一環として一般質

間の傍聴ということを組み入れたいということでございます。そうしますと全職員とか、主幹と主査を対象に傍聴しますと、1年間で3名ずつぐらい傍聴させていただかないと、各課1人できないということでございますので、6月定例会から3名ないし4名使わせていただいて、午前、午後で傍聴させていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

市川恵一委員長

以上、傍聴したいということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

それでは、さよう決定いたします。

続いて議長のほうから。

大井知敏議長

先ほどもちょっと触れましたけれども、この議会運営委員会でいろいろ協議してもらいたいことも幾つかございまして、とりあえず今の話の分については、これからの議会運営委員会の中で協議していただきたいのと、もう一つ、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会なんですが、ここ10年ぐらい見ますと、大体最終日が7時ぐらいになっている傾向です。討論の人数が多いということもあるんですが、別に討論を規制するとかそういう話はしませんが、ちょっと材料として、

同じ会派でいろいろな案件でやられる場合もあるみたいなので、その辺も含めて議会運営委員会のほうで協議していただきたいなと思いますので、先ほどのパネルの件と、私のほうからの協議事項と。あとは皆さんの中でやっていただければいいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

市川恵一委員長

それでは、今大井知敏議長のほうからお話しいただきました予算審査特別委員会と決算審査特別委員会の討論時間について、少し話を進めていきたいなと思います。ほかにも課題がありますけれども、パネルの件も含めまして、また時間を別にとりましてこの辺はやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

そのほか、何かございますか。

山中啓之委員

私の質問についての指摘をいただいたので、大変私が当事者で言いづらいんですけども、一般質問の通告書のあり方について、お願いと提案を1件ずつさせていただきます。

先ほど20ページの、議会の結果責任を誰に聞くのかという質問となじまないんじゃないか、取り消しは考えていないかという御発言が出ました。そこで、一つ目のまず議会についての認識を誰に聞くかというのは、先ほど申し上げたとおり、備考欄が昔は答弁者となっておりまして、私は1回1回答弁者市長とか部長とか書いていたんですけども、なぜか知らないですけども、正当な議論を踏まえずに、普通にさくっと事務局提案で異議なしとして、議会活性化委員会みたいなものもありませんでしたから、現行になっちゃっていて、結果的に誰に聞くのかわからなかったという状態がございますので、備考欄をもとに復帰させてはいかがでしょうか。今、備考は誰も何も使っていないので、インク代が無駄ですから、これもちよっと議会運営委員会なのか、議会活性化委員会なのかわかりませんが、話し合っただけでわかりやすくしていただきたいということが一つ提案です。

もう一つはお願いなんですけれども、取り消しは考えていないかとか、即答できる問題でない場合もありますので、事前に一般質問通告書をご覧になっている議会運営委員会委員長、同副委員長、もっと言うと議長、副議長、そして議会事務局の方は、事前に聞いていただきたいです。私だからいいですけども、例えばうちの会派の議員の質問、取り消すつもりないかと急に聞かれてもわかりません。コミュニケーションのあり方からしても、事前にわかっているから聞いておいてくれよ。代表して答えてくれというやり方のほうがよろしいんじゃないかなというふうに思うんですけども、それも全て備考が戻れば、全然そんなことは周知の事実にある程度なるのかなと思いますので、いずれにせよ中身のあつ議論にしたいと思っていますので、その辺の御配慮、御検討よろしくお願いします。今回なくても構いません。

市川恵一委員長

これにつきましては、事務局と話をします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

市川恵一委員長

では、特にないようですので、以上で議会運営委員会を終了いたします。明日からの定例会、よろしくお願いいたします。

委員長散会宣告

午前11時25分

委員長 署名欄	市川 恵一
------------	-------